

案件2

新型コロナウイルス感染症への対応等について

1. 趣旨

昨年1月に発生した新型コロナウイルス感染症に対し、本院は公立病院かつ第二種感染症指定医療機関として、増加する感染症患者に適切な医療を提供すべく取り組んできたところです。

現在、大阪府に緊急事態宣言が発出され、今なお予断を許さない状況が続いていますが、令和2年度における現在までの本院の取り組みについて報告するとともに、経営状況や今般新たに示された国からの緊急措置等についても、あわせて報告するものです。

2. 内容

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

ア. 入院部門

本院には、保健所において入院が必要と判断された場合に、大阪府が設置する『大阪府フォローアップセンター』による調整を経て依頼があり、入院いただくこととなっています（センター設置前は保健所から個別に依頼）。このほか、本院の外来で急遽入院させなければならないと判断したケースも含め、多くの新型コロナ感染症患者を入院治療してきたところです。

この間、大阪府からは、感染拡大のフェーズに応じた病床の確保など、度々受入れ病床の拡大について要請があり、これに対して本院は一部一般病棟の閉鎖やゾーニングの徹底など様々な措置を講じて受入れ病床を確保・拡大し、増加する入院患者に対応してきました。

	日時	大阪府の動向・指示	本院の対応
発生	令和元年度 (R2.3まで)	◆大阪府フォローアップセンターによる入院調整開始	◆訓練実施（受入れ体制整備） ◆7階東病棟感染症病床エリアでの受入れを開始（当初8床、3/30に10床に拡大） ◆7東病棟一般病床閉鎖
第1波	4月1日 7日	◆大阪府より受入れ病床の拡大要請	◆医師による専門の主治医チームを編成 ◆20床の受入れ対応を開始

	4月10日		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 6階西病棟を閉鎖(7階東病棟の看護体制強化のため) ◆ 7階東病棟に重症管理患者対応部屋(HCU)設置
	6月1日		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 6階西病棟を開棟
第2波	7月5日	◆大阪府から感染拡大フェーズごとの病床運用計画及び重点医療機関・協力医療機関の指定にかかる意向確認調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆左記調査について、受入れ病床をフェーズ2(感染拡大期)～フェーズ3(更なる感染拡大期)は26床、フェーズ4(想定を超える感染拡大期)は30床で回答及び重点医療機関指定を申請
	10日	◆大阪府がフェーズごとの病床確保計画を策定	
	8月3日		
	11日	◆大阪府フェーズ3に移行(↑)	
	9月16日	◆大阪府フェーズ2に移行(↓)	
第3波	10月9日	◆大阪府フェーズ1に移行(↓)	
	26日	◆大阪府からフェーズ4における病床確保の要請	
	30日	◆大阪府フェーズ2に移行(↑)	
	11月9日	◆大阪府フェーズ3に移行(↑)	
	19日	◆大阪府フェーズ4に移行(↑)	<ul style="list-style-type: none"> ◆30床の受入れ対応(フェーズ4)を開始
	12月2日		<ul style="list-style-type: none"> ◆42床の受入れ対応(フェーズ4ステージ2)を開始 ◆4階西病棟を閉鎖(7階東病棟の看護体制強化のため)

■ 新型コロナに係る入院患者の状況（月別）

① 新規入院患者数

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
陽性患者	24	2	1	26	27	17	17	46	79	239
疑似症患者	32	18	5	17	33	21	15	17	7	165
合計	56	20	6	43	60	38	32	63	86	404

② 延べ入院患者数（月別）

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
陽性患者	398	133	14	189	531	348	260	503	974	3,350
疑似症患者	127	149	72	84	111	72	59	70	17	761
合計	525	282	86	273	642	420	319	573	991	4,111
1日あたり 平均患者数	17.5	9.1	2.9	8.8	20.7	14.0	10.3	19.1	32.0	15.0

Ⅰ. 外来・検査部門

本院では、院内感染防止の観点から、入口でトリアージの上、発熱が認められた方には、他の患者さんとは別ルートで診療を行う「発熱外来」を臨時で設置し、運用しています。

また、検査においては、新型コロナウイルス感染症の発生当初から保健所からの依頼を受け検査に係る検体の採取を行ってきましたが、その後、感染の拡大を踏まえ、院内に各種検査機器を導入し、迅速で且つより多くの方に検査が実施できるよう、順次、対応してきました。

日時	外来関係	検査関係
令和元年度 (R2.3まで)		◆保健所の依頼に基づく検査開始
4月13日	◆正面玄関でのトリアージ開始	◆市内学校でのPCR検査のため医師を派遣 ◆院内PCR検査機器の運用開始 ◆PCR検査機器を増設 ◆抗原定量検査機器の運用開始 ◆地域医療機関からの検査受入れ開始 ◆手術前患者へのPCR検査を開始 ◆小型PCR検査機器の運用開始 ◆入院前患者へのPCR検査を開始
	◆発熱外来（Hブロック）運用開始	
8月25日		
26日		
10月2日		
7日		
11月1日		
18日		
12月23日	◆簡易診察室（プレハブ）設置	
28日		
29日	◆年末年始の体制強化（救急外来の分離、対応職員の増員）	
1月6日		

■ 発熱外来の状況（月別患者数の推移）

（単位：人）

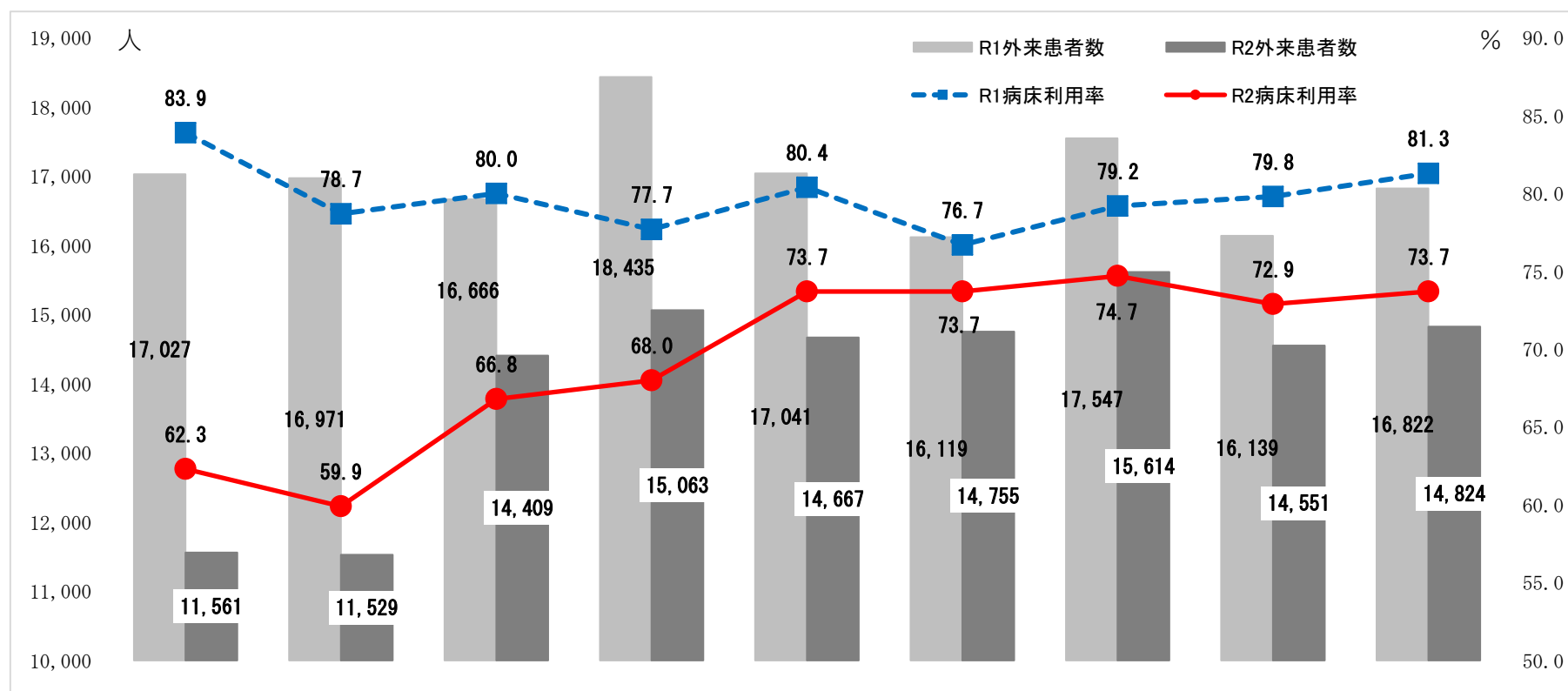
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
診察患者	64	81	56	154	171	116	119	218	204	1,183

■ 検査件数の推移（月別）

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
検査数	121	56	36	318	489	339	391	583	671	3,004

(2) 病院経営への影響について



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
入院外来	502,158	496,908	638,145	624,002	626,917	637,538	713,839	655,233	669,697
収益合計 (千円)	▲145,800	▲160,144	5,468	▲66,706	▲37,048	25,099	39,011	186	▲14,005
4月～12月収益増減額合計								▲353,939千円	

表下段は、前年比

(3) 国からの財政的支援について

7. 令和2年度 厚生労働省予算に基づく措置について

① 診療報酬上の新型コロナウイルス感染症に係る臨時特例

112,948千円

② 特殊勤務手当に関する補助金（補助率10/10）

21,138千円

③ 医療機器等に関する補助金（補助率10/10）

278,631千円

④ 空床補償に関する補助金（補助率10/10）

1,043,824千円

うち

補正予算計上済額 442,954千円

3月補正予算計上予定額 600,870千円

1. 緊急支援事業補助金について

国による新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床と人員を確保するための令和2年度中の緊急的な措置として、新たな補助事業の実施が決定されています。

今回の補助事業は、病床確保計画の最終フェーズとなった都道府県等（大阪府が含まれる）の新型コロナウイルス患者を受け入れている医療機関に対して、確保した受入病床数に応じて補助がなされるものです。

① 補助基準額（補助上限額）

本院において確保した受入病床数 42床 × @4,500千円 = 189,000千円

② 補助の内容

i 新型コロナウイルス患者等の対応を行う医療従事者の人件費

対象経費	新型コロナウイルス対応手当の支給や職員の新規雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るのに要する経費
補助額	補助基準額の2/3以上（国10/10）
活用方法	コロナ禍における本院の職員の業務が著しく特殊な状況下における困難な勤務であることに鑑み、特別措置として特殊勤務手当を新設し、支給するための財源として活用【※ 詳細は下記のとおり】 また、これまでコロナ関連で支給した特殊勤務手当等のうち、大阪府の補助の対象外となっている部分についても当該補助金で補填

【※ 特殊勤務手当の特別措置について】

a. 手当新設の趣旨

新型コロナウイルス感染症について、本院で勤務する職員は職種に関わらず一丸となってこの難局を乗り越えるため努めてきたところですが、長期にわたり非常に強い緊張を強いられ、今後においても出口が見えない中で大きな不安を抱え対応しなければならない状況にあります。

このコロナ禍における本院の職員の業務が、著しく特殊な状況下における困難な勤務であることに鑑み、国から示された補助金を活用し、特別措置として特殊勤務手当を新設し、支給するものです。

b. 支給対象者及び金額

対 象 者	支給額
本院で勤務する職員（正職員、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員）のうち、主に医療現場で患者と接する業務に従事する職員 【対象職種】 ・ 医療職給料表の適用を受ける職員（医師・看護師等・医療技術員） ・ 特定任期付職員（医師等） ・ 看護補助者（会計年度任用職員）等	一律20万円
本院で勤務する上記以外の職員（事務員等）	一律5万円

c. 支給総額【概算値】

126,000 千円（650 人分）…補助金を活用

d. 実施日等

特殊勤務手当の特別措置規程を制定します。

令和3年3月1日施行、3月18日の月例給与支給時に支給。

e. 委託業者の従業員等への慰労金の支給について

職員への手当の支給にあわせ、この間、新型コロナウイルス感染症に対し、本院の職員とともに感染防止対策等に取り組み、本院の運営に協力いただいた委託事業者の従業員に対し、慰労金を支給します。

※ 一律3万円（支給総額【概算値】8,000千円）

病院事業会計（自己財源）から支給します（国の緊急支援事業補助金は活用しない）。

ii 院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要するための経費

対象経費	院内等の感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する経費
補助額	補助基準額の1/3以下（国10/10）
活用方法	感染症病床の清掃やコロナ事務等に係る委託料、感染防止対策に係る医療機器や消耗備品の購入費用に活用

③ 予算対応

本事業費については、令和3年3月定例会に補正予算案として提出する予定です。

3. その他

本案件は、2月17日（水）開催の枚方市議会市民福祉委員協議会に報告します。